

町民税所得割額等の見方

令和8年度の保育料は令和8年4月～8月分は、令和7年度町民税額をもとに、令和8年9月から令和9年8月分は、令和8年度町民税額をもとに算定いたします。

保育料は以下の書類で確認ができます。

- ・給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
- ・住民税決定証明書（※税務課で発行してもらえます。300円の手数料がかかります。）

なお、町民税の税額に関するお問い合わせにつきましては、吉田町税務課住民税部門（0548-33-2107）にお問い合わせください。

※令和8年度保育料

令和8年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度町民税額をもとに保育料を算出					令和8年度町民税額をもとに保育料を算出						

◆給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

該当年度のものか確認

税額、町民税の「税額控除前所得割額④」の額が保育料算定の基となる金額です。

令和○年度 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与所得（所得金額調整控除後）	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準
所得	その他の所得計	所得区分	課税標準
所得	雑 損	随・寛・ひ・勤	課税標準
所得	医療費	配偶者	課税標準
所得	社会保険料	配偶者特別	課税標準
所得	小規模企業共済	扶 養	課税標準
所得	生命保険料	基 礎	課税標準
所得	地震保険料	所得控除合計②	課税標準
(摘要)			

令和○年度		令和○年度	
町民税	税額	町民税	税額
税額控除前所得割額④		税額控除前所得割額④	
所得割額⑤		所得割額⑤	
均等割額⑥		均等割額⑥	
税額控除額⑦		税額控除額⑦	
所得割額⑧		所得割額⑧	
均等割額⑨		均等割額⑨	
森林環境税額⑩		森林環境税額⑩	
特別徴収税額⑪		特別徴収税額⑪	
控除不足額⑫		控除不足額⑫	
既納付額⑬		既納付額⑬	
変更前税額⑭		変更前税額⑭	
増減額⑮(⑬-⑭)		増減額⑮(⑬-⑭)	
変更月		変更月	

受給者番号	氏 名	指定番号
住 所	宛 名 番 号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第11条、319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。納税者はこの税金の賦課について、不服がある場合には、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分を不服とする場合は、審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が原告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの請求は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は予備的な執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その裁決を不服にすることにつき正当な理由があるときは、裁決を不服にいても処分の取消しの再提訴を提起することができます。

吉田町長

問合せ先、静岡県吉田町役場 税務課 住民税部門（0548）-33-2107

①、②の順で矢印の方向にゆっくりと読んでいただくことができます。

◆住民税決定証明書

該当年度のものか確認

見本

令和 年度 (令和 年分)

住 民 税 決 定 証 明 書

住 所										
氏 名									生年月日	

所得等の種類及び金額 (円)		所得控除の内訳及び金額 (円)		扶養該当				税額等の内訳及び金額 (円)			
給与 (調整控除後)		社会保険料控除		同一生計配偶者	無			税額控除前所得割額			
以下余白		生命保険料控除		特 定	人			調 整 控 除			
		地震保険料控除		老 人	人			**以下余白**			
		基 礎 控 除		(うち同居老親等)	人						
		以下余白		そ の 他	人						
				16歳未満扶養親族	人						
				扶養障害				所 得 割 額			
				特別障害	人			均 等 割 額			
				(うち同居)	人			税額控除前所得割額			
				その他障害	人			調 整 控 除			
				本人該当				**以下余白**			
				特別障害	無	寡婦	無				
				その他障害	無	ひとり親	無				
				勤労学生	無						
合 計 所 得 金 額				課税標準額 (円)				所 得 割 額			
繰 越 損 失 額				総合課税分				均 等 割 額			
総 所 得 金 額 等		所 得 控 除 合 計		分離課税分				年 税 額			

給与収入金額 (一般)		
給与収入金額 (専従)		
公的年金等収入金額		

保育料算定の基となる金額です。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

静岡県榛原郡吉田町長

田村 典彦

